

平成29年第8回教育委員会議事録

平成29年5月10日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成29年5月10日（水）午後2時00分～午後3時02分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子
委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 教育企画担当部長 白 石 高 士
教育人事企画課長
学 校 整 備 大 竹 直 樹 生涯学習担当部長 齋 木 雅 之
担 当 部 長 中央図書館長
庶 務 課 長 都 筑 公 嗣 学 務 課 長 正 田 智 枝 子
特別支援教育課長 阿 部 吉 成 学校整備課長 和 久 井 伸 男
学校整備担当課長 渡 邊 秀 則 生涯学習推進課長 本 橋 宏 己
済美教育センター 平 崎 一 美 済美教育センター
所 長 統 括 指 導 主 事 大 島 晃
済美教育センター 寺 本 英 雄 済美教育センター
統 括 指 導 主 事 就 学 前 教 育 担 当 課 長 佐 藤 正 明
中央図書館次長 加 藤 貴 幸 副 参 事 倉 島 恭 一
子どもの居場所づくり担当

事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 2 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第48号 杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について
- 議案第49号 杉並区社会教育委員の委嘱について
- 議案第50号 杉並区文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第51号 杉並区立図書館協議会委員の委嘱について

(報告事項)

- (1) いじめ防止等対策組織の設置について
- (2) 久我山二丁目用地の学校整備までの有効活用について
- (3) 平成28年度杉並区「教育調査」の結果について

目次

議案

議案第48号	杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第49号	杉並区社会教育委員の委嘱について・・・・・・・・	5
議案第50号	杉並区文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について・・・・・・・・	7
議案第51号	杉並区立図書館協議会委員の委嘱について・・・・・・・・	8

報告事項

1 報告事項

(1) いじめ防止等対策組織の設置について・・・・・・・・	10
(2) 久我山二丁目用地の学校整備までの有効活用について・・・・・・・・	13
(3) 平成28年度杉並区「教育調査」の結果について・・・・・・・・	15

教育長 ただいまから、平成29年第8回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員との指名がございましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案4件、報告事項3件を予定しております。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。まず議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第1、議案第48号「杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」を上程いたします。

生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 それでは、議案第48号「杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。

本議案は杉並区立郷土博物館条例に基づきまして、委員の任期満了に伴い新たに杉並区立郷土博物館運営協議会委員を委嘱するものでございます。

参考資料5をご覧ください。それぞれの区分・氏名・所属・役職・住所・任期・分野等について記載しております。今回新規の委嘱は、学校教育及び社会教育の関係者のうち、学校関係者として中学校校長会からの推薦による杉山義之委員、あと学識経験のある者として高橋修委員となります。

なお、任期は平成29年6月10日から平成31年6月9日までとなっておりますが、小川宗次郎委員のみ、平成29年6月24日から平成31年6月23日までとなっております。これは2年前の委嘱時に、所属団体と推薦手続きの時期を合わすことができなかったことにより生じたものです。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

教育長 女性の年をお尋ねするのは失礼ですから、何歳かというのは控え

ますけれども、この中で一番お若い方は天野委員になりますか。

生涯学習推進課長 天野委員か、今度新規でお願いいたします高橋修委員も多分40代かと思います。

教育長 私もちらっと経歴を見たときに、やはりこの方は選出母体から見てもわかるように、家庭教育であるとか、あるいは親子の関係であるとか、子育てであるとか、そういうバックヤードを持った方が郷土博物館の運営に参加していただけることは、ある意味大変貴重なことだと思うのです。

語弊がありますから慎重に言いたいのですけれども、年をとった人で郷土とか博物とか、いわば知識とか経験ということが重視される、これはもちろん学術的な委員ですから必要なことですが、生活に密着した、ある意味日常生活の感覚の中で郷土博物館の運営にかかわっていただける方を私は増やしていく必要があると思うのです。

文化とか芸術というものは特段どこかに飾っておくというだけではなく、身近な生活の中で理解し接していく。そこに価値を見出していくということはすごく大事なことなので、機会があるごとに私たちの日常と身近にいる方にも是非委員になっていただいて、そういう立場からのご指摘とか、ご意見などもいただけると、より経験のある方の発想も豊かに引き出すことができるかもしれないし、教育機関としての内容も充実していくと思うので、是非そんなことについても今後考えていただきたいと思います。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第48号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第48号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは続きまして日程第2、議案第49号「杉並区社会教育委員の委嘱について」を上程いたします。引き続き、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 それでは、議案第49号「杉並区社会教育委員の委嘱に

ついて」、ご説明申し上げます。

本議案は杉並区社会教育委員の設置に関する条例に基づきまして、委員の任期満了に伴い、新たに社会教育委員を委嘱するものでございます。

参考資料をご覧ください。今回新規の委嘱は、学校教育及び社会教育の関係者のうち、学校関係者として中学校校長会からの推薦による石田光男委員、社会教育の関係者として公募されました赤池紀子委員となります。

公募による委員につきましては、前期に引き続きご応募いただきました朝枝委員、岩崎委員、小出委員と赤池委員の4名が該当しております。

なお、任期は平成29年6月10日から平成31年6月9日までとなっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いたします。

いかがでしょうか。

教育長 小出真由美委員が所属されている、CAMOプロジェクトというものがあります。杉並区社会教育がいろいろな方面から注目される事業を展開しているわけですが、このCAMOプロジェクトというのはとてもユニークで、かつて4～5年前に杉並第一小学校で社会教育主事等を中心としたシンポジウムがあったときに、私もこの例を報告した覚えがあります。区民の皆様になかなか知られていないことが残念なのですが、このCAMOプロジェクトが取り組んでいる銭湯がありました。夕御飯をつくるプロジェクトとか、ほかにもいろいろあるのですけれども、こういうプロジェクトを通してまちづくり、身近な地域のことを考えていこうという集まりもできていると聞いています。

高円寺地域ではこういったプロジェクトの中から、身近な日常生活の中で人とのかかわりを深めていく独自のグループをつくっていったという話を聞いていますし、是非こういう経験を生かして欲しいと思うのです。

と言いますのは、ついこの間発表された新しい学習指導要領等にかかわる説明の中に、「学びを通じた社会的包摂」という言葉があります。これは文部科学省の生涯学習局が進めようとしている考え方なのですが、この「学びを通じた社会的包摂」と難しい言葉を使うからわかりにくい

けれども、身近なことを取り上げて皆で考えることを通して、まちづくりにつなげていこうということでしょう。

そうすると、私たちがこの間ずっと言っている学校づくりやまちづくりということとか、それから杉並区の基本的な方向性である支えの中で住みよいまちをつくっていくという方向性についても、こういった「学びを通しての社会的包摂」と難しい言い方をしなくても、何かをすることを通して関係を広げていこう、広がっていったその関係が、またまちづくりに返ってくるという考え方につながっていくのです。こういう社会教育委員の会議のあり方について幾つかの疑問は呈されていますけれども、この間社会教育委員の会議が果たしてきた役割は、私は高く評価できるものであるし、これからもこういった身近な社会にかかわって生きていくこと、そして、そこで生まれてくる社会的な人間関係資本なるものが生かされていくこともより具体的に組み込んでいく必要があると思います。そういう意味で、いろいろな方に委員をやっていただいて、幅広く活動していただきたいと思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第49号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第49号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、続きまして日程第3、議案第50号「杉並区文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について」を上程いたします。引き続き、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 それでは、議案第50号「杉並区文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について」をご説明申し上げます。

本議案は、杉並区文化財保護条例に基づき委嘱しております杉並区文化財保護審議会委員のうち、1名の委員からの申し出による解嘱に伴い、新たに委嘱をするものでございます。

平成28年5月17日委嘱の現委員のうち、阿部芳郎委員から辞任したい

旨の申し入れがございました。これに伴い阿部委員を解嘱し、新たに内川隆志委員を委嘱いたします。

なお内川委員の任期は、前任者の残任期間である平成29年5月11日から平成30年5月16日までとなっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第50号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第50号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、続きまして日程第4、議案第51号「杉並区立図書館協議会委員の委嘱について」を上程いたします。

中央図書館次長からご説明をいたします。

中央図書館次長 それでは、議案第51号「杉並区立図書館協議会委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。

本議案は杉並区立図書館条例に基づき、委員の任期満了に伴い、新たに図書館協議会委員を委嘱するものでございます。参考資料をご覧ください。それぞれの氏名、所属、役職、住所、任期、分野を記載しております。

今回、新規の委嘱は学校及び社会教育の関係者のうち、学校関係者として校長会からの推薦による小田容弘委員、社会教育委員代表の小出真由美委員、社会教育団体推薦の坪内美津子委員、区内大学連携代表の三國隆子委員、学識経験のある者のうち、日本女子大学准教授の大谷康晴委員、区民公募の太田亮吾委員、加藤理彩委員、芹生英美委員となります。

なお、任期は平成29年6月10日から平成31年6月9日までとなっておりますが、小出真由美委員のみ、平成29年6月24日から平成31年6月23日までとなっております。これは、2年前の委嘱時に、所属団体との調整に時間を要したことから生じたものでございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

對馬委員 先ほどの社会教育委員の名簿には、公募の方でも役員・役職というのに所属団体みたいなもの書いているのではないですか。この図書館協議会の方は、公募の方はただの杉並区民というだけなのですけれども、それは何か理由があるのでしょうか。

中央図書館次長 それは特に理由はないのですけれども、区民からの公募をするというか、図書館条例におきまして区民から3名選ぶということで定まっておりますので、それに従った書き方をしたということでございます。

特にその辺の理由はございませんでしたけれども、この3名は、公募で選ぶに当たりまして小論文などを出していただきまして、面接等を行って選んだものでございますが、1人は大学生の方、もう1人は東京都の公文書館にお勤めの方、監査法人にお勤めの方という内容になっております。

教育長 この違いは、社会教育委員の場合は区分があって、その区分に属する条件を満たしているかどうかということが求められるわけですから、例えば赤池さんにしても岩崎さんにしても小出さんにしても、公募ではあるけれども、学校教育及び社会教育の関係者という条例第2条に該当するということを明らかにするために、役職等所属が明らかにされているということです。

それで図書館協議会委員の場合は、条例第7条第4号では何を規定しているのですか。区民であるということを規定しているのですか。

中央図書館次長 区民であることを規定しています。

教育長 ですから、杉並区民というのが「所属・役職等」ということになっているわけですね。わかりました。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたしたいと思っております。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第51号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。
(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第51号につきましては原案のとおり可決といたします。

それでは、引き続き報告事項の聴取を行います。事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「いじめ防止等対策組織の設置について」、私から説明をさせていただきます。

お手元に資料を配布してございます。1つがA4の縦のものと、A4で横の図式にしたものがございますので、そちらをご覧くださいながらお願いできればと思います。

ご説明させていただきます。これまでいじめ防止対策については、家庭・地域・関係機関との連携の下、教育委員会が責任を持って主体的に進めてきたわけでございます。また、重大事案であるいじめが発生した場合においては、要綱設置による内部組織で対応してまいりました。

この3月に、国がいじめ防止等のための基本的な方針を改定し、また、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定しました。こういったことを契機にしまして、公正性・中立性を確保した第三者機関をこの度設置するというものでございます。また公正性等を担保するため、当該いじめの事案と特別な利害関係を有しない弁護士、また精神科医等を構成員とするものでございます。

資料をご説明させていただきますが、まず1番左側のナンバー1というところですが、法第14条第1項に基づくいじめ問題対策連絡協議会、それから縦におりていきますが、法第14条第3項に基づく教育委員会の附属機関、そして3番目になりますが、法第28条第1項に基づくいじめの重大事態に対する調査組織と区分しております、目を右に移していただきますと、現在、「旧」と書いておりますけれども現状、そして矢印に従って右にいまして、「新」ということでご説明させていただきます。

一番上の段、14条1項についてでございますけれども、これまで法の規定する構成員と同様に構成する組織が、杉並区青少年問題協議会ということで、これまで実質的には連携を図ってきたわけでございます。この度、この青少年問題協議会を14条1項に基づくいじめ問題対策連絡協議会として明確化してまいります。そのために、青少年問題協議会条例を改正いたします。

そして、14条3項、2番目の段ですが、これまでは、これに該当する組織というものはございませんでした。そこで今回は、右に行き

ますけれども、杉並区いじめ問題対策委員会として、新たに条例によって設置してまいりたいと思っております。条例としては、7名以内の委員ということで、スタート時は5名程度を考えてございます。

それから3段目になります。28条に当たるものでございます。これまでは、先ほど申しましたように内部の組織として、杉並区立学校いじめ問題調査委員会で行ってきたわけですけれども、より公平・中立な調査組織として新たに杉並区いじめ問題対策委員会、図表でも(同上)と書いておりますように、14条3項の組織と名称、それからメンバーが全く同じものでございます。一旦こういった事案が発生したときに、すぐさま28条に基づく組織として調査活動をしていただくというものでございます。

これを同一組織とすることで、平時においては委員の皆様の専門的な知見を生かし、区の現状のご理解、またお互いの情報交換、そしてまた区への、いろいろないじめのマニュアル等へのサジェスチョン、アドバイスをいただきたいと考えております。

そして重大事案が発生したら、申しましたように瞬時に詳細に着手していただく。平時のつながりが、そういったところでも既定化されると考えておまして、同一の組織と考えております。これに伴いまして、これまで設置しておりました内部組織は廃止ということでございます。

本編に戻らせていただきます。いじめ問題対策委員会を設置いたします時期は、今年29年の7月を予定してございます。委員の構成は学識経験者、弁護士、医師、社会福祉士、心理の先生の中から7名以内ということでございます。

今後のスケジュールですけれども、来週の総合教育会議にもご報告いたしまして、第2回定例会で条例案として提案していくということになります。

私の説明は以上でございます。

それでは、ご質問等ございましたらよろしく願いいたします。

伊井委員 杉並区立学校いじめ問題調査委員会が廃止されるということで、新しく杉並区いじめ問題対策委員会という形になったということで、今のご説明ですと、大きな違いは内部組織のものから、より専門的だったり、それから第三者的にご意見をいただけるような組織にしていくという解釈でよろしいでしょうか。

庶務課長 おっしゃるとおりでございます。

そこに専門性に加えて、公平性・公正性をアップしていくということ
でございます。

伊井委員 大変ご活躍が期待されるころだと思います。ご活躍というの
はおかしいですけれども、何かのときに対応していただくところで、専
門的な知識等が期待されるころだとは思いますが、これは「平時において
は」ということは、何か定期的に情報交換とか、それから会議などを持つ
という方向性なのではないでしょうか。

庶務課長 委員の皆様には年に数回お集まりいただきまして、それぞれの
専門性に基づいて、例えばいじめの問題の知見ですとか、それからご指
摘にありましたように杉並の現状、そういったこともご理解していただき
ながら、一旦事案が発生したときにはより正確にといたしますか、そう
いった情報の下地を持って動いていただく。そんなことを心がけて、年
に数回お集まりいただくと考えております。

伊井委員 細部にわたる情報を多く吸い上げるような、そのような取組が
あって、いろいろなことに目をやって未然に防いでいく視点を是非お願
いできたらと思っております。特段のことがないことを祈りつつ、是非
よろしくお願いいたします。

庶務課長 ありがとうございます。まさに、28条の対策委員会が動かない
ことを望むところでございますので、平時においてそういった予防、今
言っていた未然に防ぐということもしっかりと学んでいきたいと思
っております。

折井委員 今までの学校いじめ問題調査委員会の委員構成の中で、教育委
員会の事務局次長とか、済美教育センター所長とか、そういった方たち
がいろいろと対応してくださったと思うのですけれども、この新しい組
織になった場合には、事務局ないし済美教育センターの方は全く誰も入
らないということでしょうか。もし参加するのでしたら、どのような形
で参加になるのか教えていただきたいのですが。

庶務課長 基本的には、委員会としてのメンバーというところに直線的に
はかかわっておりません。教育委員会全体として、関係者はまさに大き
な事務局として、調査も含めてそれをお支えするという立場でかかわる
ということになってこようかと思っております。

折井委員 ということは、いろいろな意見とか相談というのは、受け入れ

るにしても事務局がバックアップする、調査とか校長先生への聞き取りとか、そういったもののサポートをしていくということによろしいですか。

庶務課長 さようございます。また、委員さんにもじかに学校に足を運んでいただく、そういったこともやっていただきたいと理解しています。

折井委員 こちらの新しい組織の委員構成で、学識経験者がどのような方かわからないのですが、弁護士、医師、それぞれに勤務時間とかクライアントとか、いろいろあると思うのですが、何かいじめの事案が起きてしまった場合にはすぐに動いていただくということで、場合によってはかなり頻度の高い回数での会議ということが起こり得ると思うのですが、そのあたりを踏まえた上できちんと出席していただけるということをお願いするという理解でよろしいですか。

庶務課長 まさにご指摘いただいたように、会議室の中で座っているだけでは、もしかしたら公正中立な調査というのに不十分なところがあると思います。そういった意味でも、しっかりと動いていただけるということを事前にお話をしながら人選に当たっていきたいと思っております。

庶務課長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

それでは続きまして、報告事項2番「久我山二丁目用地の学校整備までの有効活用について」学校整備担当課長からご説明いたします。

学校整備担当課長 それでは、久我山二丁目用地の学校整備までの有効活用ということでご報告申し上げます。

この案件につきましては、区長部局の交通対策課との共管として、4月27日に区の政策調整会議、及び5月8日に区の経営会議で報告・了承されている案件でございますので、その内容についてご報告いたします。

久我山二丁目用地、いわゆる旧王子製紙、王子ホールディングスの社宅の跡の用地につきましては、富士見丘小学校を移転して、富士見丘中学校と一体的に整備する学校用地として昨年取得したところでございます。

整備工事着手までには、まだ3年程度を要するということがございますので、それまでの期間につきましては一部を交通対策課の所管する自転車集積所として目的外使用させるという内容になってございます。

なお、残地の活用につきましては、富士見丘中学校の第二校庭としての活用を視野に、引き続き検討を行っていくとしております。

用地の概要等につきまして説明しますが、別紙の地図がついておりますので、これをご覧いただきながらお願いいたします。所在地につきましては、久我山二丁目の19番、富士見丘中学校の西隣の敷地になります。面積につきましては約7,300平方メートル。活用期間につきましては、更地で引き渡しを受ける予定の時期が29年の10月になっておりますが、そこから平成33年3月までということで予定をしております。

3番の活用案の1つとして、富士見ヶ丘自転車集積所として活用するというので、交通対策課から申し出がございました。7,300平方メートルのうち、1,700平方メートルということで別紙の地図の下側に書いてございますが、北側の部分、この部分は実際には現地は崖地といいますか、少し斜めになっているような土地で、なかなか使いづらいということがありましたけれども、この土地を是非貸して欲しいということがございましたので、この部分を交通対策課にお貸しする。残りの5,600平方メートルは、ほぼ平坦な土地でございますので、これが残地ということになります。

自転車集積所につきましては、自転車台数でいうと600台、バイク30台で、管理小屋も置きまして設置するというのでございます。

理由といたしましては、これは下井草と宮前に自転車集積所がございましてけれども、そこを一旦閉鎖して、施設再編の関係で別の所有地を活用して、29年度中に行う予定をしていたということでございますが、都との条件合意に至らなかったという経過があったため、急遽久我山の土地を是非活用したいという申し出があったということで、代替施設として特例的に整備するというのでございます。

その他につきましては、これは33年3月までの期間が終了した後は独自に交通対策課で集積所を確保するというので、引き続き検討を進めると聞いてございます。

5番目に、今後のスケジュールを書いてございます。とりあえず自転車集積所につきましては、この9月に解体工事が終わって土地の引き渡しを受けますので、それ以降工事に着手、工事といいましても少しならしてアスファルトを引くとか、コンクリート敷きを含む簡易な工事と聞いてございます。あわせて管理小屋もつくるということで、12月中には

全ての工事が完了して、自転車集積所としての業務をスタートさせることになっております。

別途、残地としての富士見丘中学校の第二校庭の部分につきましては、5月以降学校などの要望をお聞きして調整を行い、8月ぐらいをめどに何らかの方針を決めさせていただいて、必要に応じて第3回の区議会に補正予算を提出し、12月以降残地の5,600平米については整備を行って、来年度活用を図ってまいりたいと考えております。

報告については以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

教育長 この東側にある道路は、途中から細くなっていますけれども、これは全部区道ですか。

学校整備担当課長 そうです。

庶務課長 よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

それでは続きまして、報告事項3番「平成28年度杉並区『教育調査』の結果について」済美教育センター所長からご説明申し上げます。

済美教育センター所長 私から、「平成28年度杉並区『教育調査』の結果について」報告いたします。

この調査は、各学校、子どもへの実情に応じた支援を行い、各学校、子どもへの教育活動、保育活動の改善を図り、教育・保育の質を確保し、そのさらなる向上を図ることを目的に実施しております。

対象は、保育者と教員。保護者については全ての保護者。児童・生徒については、小学校5～6年生以上の児童・生徒になります。人数、調査方法、内容、実施期間につきましては資料のとおりです。

次に、調査結果の概要をご説明いたします。調査結果概要の表は、杉並区教育ビジョン2012推進計画の、平成29年から31年度の改定案の計画指標とした項目を中心に結果をまとめたものです。

計画目標1にかかわる、一貫性のある教育についての肯定率の3年間の推移を見ると、児童・生徒の肯定率は上昇しましたが、保護者・教員の肯定率は伸び悩んでいます。

計画目標2にかかわる、教員による充実した学習指導についての児

童・生徒の肯定率も伸び悩んでいます。個に応じた指導の充実についての肯定率の3年間の推移を見ると、児童・生徒、保護者、教員ともに伸び悩みが見られます。

計画目標3から5につきましては、全体的に肯定率は上昇傾向にあり、計画目標5のICT機器を効果的に利用した学習指導についての肯定率は、児童・生徒、保護者、教員ともに年々上昇傾向にあります。

裏面をご覧ください。これらの結果を受けた今後の取組の方向性について説明いたします。全体として質問項目に対する肯定率は、前年度と比較してみると上昇傾向にあり、引き続き杉並区教育ビジョン2012推進計画に基づく各取組を着実に推進していきます。

一方で、小中一貫教育に対する保護者の肯定率、そして個に応じた指導に対する児童・生徒、保護者、教員の肯定率に伸び悩みが見られるため、今後教育報、教育委員会ホームページのほか、学校だより、学校公開など様々な機会を通して各学校における小中一貫教育の取組及びその成果についての情報発信を充実させてまいります。

また、個に応じた指導の充実に向けては、各学校の「特定の課題に対する調査、意識・実態調査」の結果をもとにした授業改善への支援、指導教授の配置や、授業力向上塾の取組による教員の授業力向上。そして、区費教員の効果的な配置・活用による30人程度学級の実施や、補助教員の配置による、個に応じたきめ細かな指導・支援体制の構築をさらに進めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

久保田委員 感想を述べます。まず、9年間を通した一貫性のある教育が進められているかとか、あるいは3番の個に応じた指導が充実しているかとか、あるいは5番のところ、地域の協力を得た授業等が充実しているか。6番のICT機器云々というところで、これらをずっと関連させながら自分でいろいろ考えるに、教員自身はやってきたという自負も含めて、おおむね80%以上肯定的に受けとめているという傾向とか、それに対して、児童・生徒の場合は若干厳しめであり、さらに保護者は厳しく。数字的にはそういう傾向が出ているのですが、その数字の違い自体に私はあまりこだわらずに、この経年変化も含めて、割とこの間、一定程度の

ところまでやってきているのだなと受け止めているのです。それは肯定的に受け止めているのです。ただその中で、やはり壁があるのではないかというのが、この数字の裏にあるものと私は考えているところです。

例えば、9年間を通した一貫性のある教育ということであれば、これまで国語とか、あるいは算数・数学等、英語等も含めて、いわば杉並カリキュラムができていて、それらも含めて、確かに9年間を見通してどうこうというのは取り組んでやってきているのです。そしてまた、中学校区ごとに中学校と小学校が連携して小中一貫を進めるということで、定期的に小・中、先生方も一緒に集まってお互いに知り合い、また児童・生徒もお互いに知り合い、そして授業も見合いながらずっと続けてきていることから、その辺ではある程度の連携というか、ある程度までは来ていると私も受け止めているのです。

では、その中で一体中学校の授業は、この間どれだけ変わってきているのかとかその辺を考えたときに、ひょっとしたらその辺の大きな壁に突き当たったまま、突破できていないのではないかというのが私の個人的な感想というか考えでもあります。

言ってみれば、小学校と中学校の越えがたい大きな溝といいますか、それがすごくあるのではないかと、これらの数字の裏を見て取っているわけで、その辺をこれからどうしていったらいいのかということは今、私自身も考えているところで、是非センターも含めていろいろ突きとめていって、対策も練っていければいいかなと思っていますところです。

もう1つつけ足しですが、ICTのことで言えば、小学校で本当に日常的に使われているのは、私もふだん行くたびに感じているところなのですが、中学校の場合はICT機器をどれぐらい日常的に使われているのだろうかというところは、実際に行っても見えてこないというのもあるので、その辺も気になってお話ししたところです。

以上です。

済美教育センター 所長 ありがとうございます。実情というところも、こういう調査結果とか研究発表のときだけではなく、学校訪問の際に授業を見せていただいたりとか、校長先生方からお話を直接聞くということで実態を把握しながら、壁というのをどうやって乗り越えていくのかということは今後考えています。

折井委員 調査結果の概要のⅡの「学校の経営力・教育力」というところ

の2番で「教員による充実した学習指導が行われているか」というところで、教員の方は回答が何となくわかるのですけれども、保護者の肯定率が書かれていないのはどうしてでしょうか。

済美教育センター所長 これについては調査開始以来、子どもが指導の成果をどう感じているか。できるようになった、わかるようになった。また次に学んでいきたいという子どもが感じる成果を主に調査してきたので、保護者はとっていないというのが現状です。

折井委員 実際には、自分の子どもの学習の様子を見て保護者が感じるところと、担任なり専科の先生の指導に対してどう思っているかということを実際に調査するのは必要なことではないかと、私は正直思います。

であるにもかかわらず、3番の「個に応じた指導が充実しているか」については保護者の意見を求めているわけですね。子ども側のものを大切にするという論理が、若干「あれっ」と思うのです。

あと、自分自身はたしか回答した記憶があるのですが、そのときは教育委員としての知識を捨て去って、親として回答した記憶があるのですけれども、そうなったときに個に応じた指導は結構難しい単語なのかなと思うのです。

私たち教育の関係者にとっては、個に応じた指導というものがわかっていても、親御さんからすると、個に応じた指導とは補習のようなものをしてもらっていることをそう言っているのか、それとも子どもの、例えば〇〇をお手伝いしてくれてありがとうと先生が書いてくれたこと。それを個に応じた指導、生活指導の中に入れていいのか。結構問題が、教育にふだん関係していない者からすると、ちょっと難しめな印象があって、そのあたりで評価が、本来親が感じているものとちょっと違う結果が出てしまう。この結果が悪いわけでは全然ないと思うのですが、少し質問の仕方に工夫があるとまた違う、もう少し本当の実態が見えてくると思いました。

あと、学校で何をやっているかというのが、設問されたときにぱっと出てこないのです。なので、こんなことをやりましたとかあんなことをやりましたとかヒントがあると本当は答えやすいのにな、こんなことをやっていますと、それを知っていますかということだったら、知っているとか知らないと答えられるのですが、そのあたりが、教育委員としての立場を置いて、親としての立場ですごく難しかったという記憶があり

ます。感想です。

済美教育センター所長 ありがとうございます。子どもたちへの調査はあるけれども保護者、教員はないというところとか、個に応じた指導ということで、保護者の方には、全ての子どもに確実に力をつけることを目指した授業が行われているという問い方なので、これを読んだときに、受け手によっていろいろな想像をする場面が違ってくるといのは否めない。

また学校が問うていることに対して、情報発信をしていなければ回答不能という数字が出てきてしまうので、そういうことも含めて項目の内容とか調査のあり方とか、質問の仕方ということも含めて、これから教育調査の内容とかを精査していきたいと思っております。

教育企画担当部長 今の項目の件なのですけれども、実は毎年見直しをしております、これを見ていただくと、大きな4番の⑤、教員についての調査は、昨年度から初めて入れたのです。

というのは、今ご指摘いただいたように、できるだけ多方面から参考の資料を得るために毎年検討しているのですが、実はあとは事務負担というのですか、保護者の方はずらっとたくさんあると、もうあとは出していただけなかったりとか、回収率が下がってしまうというのもあり、できるだけ項目数を絞った形で調査をさせていただいています。

本来ですと全ての項目、全ての子どもたち、保護者、教員をとることがベストとは思っておりますが、そうすると特に子どもの調査項目が増えてしまって、子どもたちが時間内に答えるのが大変だったりするので、精査した上でこのようなことになっております。

ですから、また次年度に向けて、その項目のどこを取っていくかというのを検討してまいりたいと考えております。

對馬委員 今のお話を伺っていて、私も折井さんのように保護者として考えると難しい設問だと思って、個に応じたというのを一人ひとりがきちんとわかっていますかという設問をされているというお答えでしたよね。

それが保護者にとっては、うちの子が全て100点とってこない限り○にはできないような気がするのです。きちんと教えてくれているのにうちの子はできない、それはなかなか設問として難しい。

だから、個に応じた指導が充実しているかという、ここに書かれているのでイメージしたものと実際の設問に私は隔たりがある感じがしまし

て、親として見たときに大分開きが、この数字ではないという感じがしました。

それとICTのところでは先ほど久保田委員がおっしゃいましたが、済美教育センターに行く途中、地下鉄の駅をおりて区立の中学校を通りますよね。あそこで何年生かわかりませんが、カーテンがあいていると教室が見えるのです。

電子黒板などを使っているなど思いながら通ることがよくあるのですけれども、これは保護者の数字が特に中学校、小学校だと子どもたちはこんなことをやったとか言ったり、それから授業参観的な、学校公開的なものに親も行きやすいのですけれども、中学校になると、子どももなかなか来てくれと言わないし、親もほかのお母さんたちが行かないと、1人で教室に入るのも気恥ずかしい年代になってきたときに、ICTが効果的に使われているかと言われても難しいと思うのです。それでちょっと数字が低くなっている。

具体的に親の世代で使っていなければ、どういうものをICT機器を効果的に使った授業というのかもわからないということだと思いますので、その辺は画像とかそういうものをうまく使って、中学校世代の保護者の方にも、その授業を直接見なくてもわかるとか、あるいは自分の子のところではなくてもとか、自分の子が、うちのお母さんが1人だけ来たというのはすごくお互いに気まずい年代なので、その辺をうまくクリアして理解していただけるようになるといいと感じました。難しいかもしれませんが。

済美教育センター所長 そういう実態を踏まえて、学校公開をしてもなかなか行きづらいとか、保護者と連携して教育活動、学習をしていこうということが、なかなかハードルがあるということは、いろいろなシステムですとかを使って、保護者に周知していく。

また、今年度は1月にICTフォーラムがありますので、そういうところでも情報発信をしていきたいと思っています。

統括指導主事（大島） 今年度は、教育委員会もICTを活用した教育についてホームページも設定いたしまして広く周知していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

教育長 對馬委員が指摘されたように、広報というのは紙ベースの媒体で区民に知らしめるということではないのです。広報の「コウ」が「公」

だったらそれでいいけれども、「広い」ということは、具体的に学校の教育を見てもらうというのが一番の広報なのです。

だってそうじゃないですか。やってもいないことをやっていると紙に書いて配ってやっているとやったって、それはペテンでしょう。そうではなく、実際に日々展開されている教育を区民に見ていただく。その機会を増やしていくということが広報を充実させていくということなのであって、広報の内容や方法をより具体的に検討していきますというのは、そんなに大した意味はない。

一番いいのは、具体的に日々の授業を見ていただく。そこで例えば、一人ひとりの子どもに目が行き届いていると思ったらそう言っていただければいいのだし、みんな一斉に「はい」と言っているけれども、わからない子はそのままにして次に行くと言ってしまうている。あれは一人ひとりを大事にしていると言えないのではないかと言われたら、それは非常に適切な評価なのだし、そういうことを大事にしていけないと、ペーパーで、言葉にかえて数値化していくという評価は適切で正確であるように見えるけれども、例えば出席率とか、身長が伸びたとか体重が増えたとかというのは、指標を設けてそのデータがどう変化していくかということで適切に捉えていくことはできるけれども、大きな状況、いろいろと複雑に絡み合っている要素を全部開いて、1個1個調べていくということはかなり難しい。

学校でやっている教育活動というのは、そういう様々な要素が絡み合っていて展開されているわけだから、そこを個別に評価していくということは、一定程度の枠組みで限定しておかないと無理な話でしょう。

例えば何気なく言われている、2の教員による充実した学習指導が行われているかどうかと問うているわけでしょう。充実した学習指導は何を指しているのかと言ったら、個に応じた指導、つまり一人ひとりをきちんとわかるように教えているということが充実した学習指導でしょう。それ以外に充実した学習指導なんてないでしょう。同じことを聞いているわけじゃないですか。

ところが、答える方は教員による指導が充実しているかどうかという問いに答え、個に応じた指導をしているかの問いに答えているわけだから、矛盾してくるのです。

こういうところを整理していくと、答える方も答えやすくなるし、後

で整理して課題を発見していく上でも今後の課題がわかりやすくなってくるから、ここは大胆に、価値が交錯するような、内容が交錯するような調査方法は変えていった方がいいです。

例えば⑥の、ICT機器を効果的に活用した学習指導が行われているという質問と、ICT機器を活用した学習指導が行われているというのは違うのです。ICT機器を活用した学習指導が行われているかと聞いて、とてもそう思うと答えたら、それは効果的に行われているということなのです。

だからこういう、価値が錯綜した調査というのは一番下手な調査で、なるべく避けた方がいい。価値の軸は1個にして、例えばあなたは朝御飯を食べてきましたかと言ったら、食べたか食べないかしか答えようがないのだけれども、朝御飯を食べておいしかったですかと聞かれても困るわけです。だから、そこの辺を整理していきましょう。

それからもう1つ、久保田委員が指摘された壁はすごく大事な指摘で、私はそれを突破する糸口はもう見えてきました。それは、大宮中学校が校内研究で数学の指導法の改正について発表したときに、大宮中学校と済美小学校の教員が共同で指導したのです。それで、そのときの指導の基本的な取組方というのは、自分たちが教えた子どもたちが、中学に行ってどういう学習をしているかということがまずあって。あのときこういうふうに教えてわかったつもりになっていた子どもが、今この数学の授業のところで、こういうところをつまずいているというのは、手に取るようにわかるわけです。

中学の先生は、今度は逆に小学校のころ何をやってきたか、どういうふうに学んできたかということを経験交換していくと、小と中が間の壁を越えて教え合う。そして、様々な情報を整理、学習者、つまり子どものことです。子どもの背景、学習歴、そういったものをさかのぼって知っている人と、今教えている人が交換しながら、今この子がつまずいているところはどういうことかということを経験の中で、君がわからないのはこういうことでしょうか、小学校4年のときにやったでしょうか、平行線で考えるとこうなるでしょうかという話をしていて、その子はわかっていくわけです。あのとき先生に教わったことと。

これは絶対有効で、あのとき大宮中学校の発表にたくさんの先生が来ていました。なぜ来ていたかということ、小と中の連携をどういうふうにしていったらいいのかということ、その糸口をつかむために来ていたはずな

のです。その後の議論もそういう方向でやったはずなのです。

ですから、是非先ほど久保田委員が指摘された問題を克服していく上で、杉並が取り組んでいる小中一貫教育というのは、小は小、中は中でやって、後はお願いという教育ではなく、行ったり来たりしながら、教え合ったり支え合ったりしながら学び残しを少なくして、9年間をかけてきちんと学んでいくのだという、これをもう一遍、みんな理解し直す。

私は、絶対壁は越えていくことができると思うし、その芽は伸びてきている。この出てきている解決の方法というのは、決して難しいことをやろうとしているわけでもないし、ごく普遍的な、普通の教育活動を進めていくことで実現していく取組だし、そのやり方は小学校の先生も中学校の先生も知らないわけではない。

どういうふうに組み合わせていったらいいかということのをこれまでなかなかやってこなかった背景があるから、これをやっていけば、小の指導方法を中学の先生が理解し、中学の先生が持っている小よりも深い専門性を小学校でどう生かしていくかということは大いに役立つことなので、是非やって、壁を乗り越えていきたい。

それが、学びをつなげ、切れ目のない教育を進めていくということで、一貫性のある教育が進められているかという具体的なことになっていくわけです。だから、1年生が小中一貫教育を実感するはずがないじゃないですか。だってその先に8年もあるのです。だから、1年生や2年生に小中一貫教育が進められているかを聞いてもこれはやぼなので、むしろ育っていく過程で、どういうふうにその成果が子どもに定着しているかということを見ていく調べ方をしていった方がいい。

そして、確実に育ってきています。この間天沼中の周年行事に行って、天沼中の生徒たちがずっと小学生と一緒にいじめの問題を考えてきた、あの取組を話してくれましたけれども、やはりあれは沓掛小と天沼小と天沼中の生徒会が自分たちのことは自分たちで解決していこうという、先輩・後輩の関係のよさを生かして取り組んでいったという典型的な例だし、そういうものはどんどんいろいろな学校で増えてきているから、これは是非つないでいく必要がある。

そういうところを具体的に評価していけば、決して数字が少しばかり上がったとか下がったりで喜んだり悲しんだりしなくても、考えように

よっては80%も肯定しているということは、これはもう大満足という意味でもあるわけでしょう。そういうふうに大きく捉えていった方がいいと思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項3番につきましては以上とさせていただきます。

以上で、本日の報告事項の聴取は終わります。

教育長 それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、何か連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会の日程でございますが、5月24日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

それでは本日の教育委員会を閉会いたします。